

聖マリアンナ医科大学医学会海外留学奨学生申請に係る取扱要領

(平成 27 年 10 月 21 日施行、令和 2 年 11 月 18 日改正)

1. 申請の条件

医学会海外留学奨学生（以下、奨学生）への申請者は、次の条件をすべて満たすものとする。

- ① 医学会会則（平成 28 年 3 月改正）に定める正会員とする。
「大学の教員、初期臨床研修医、大学院学生、研究生、同窓会員及びこれらに準ずる者」（医学会会則第 5 条）
- ② 会費を滞納していない者。
- ③ 次年度に 3 ヶ月程度～1 年間、医学研究を目的に海外に留学を予定している者で、帰国後に、聖マリアンナ医科大学雑誌または Journal of St. Marianna University に留学体験記事を投稿あるいは学術集会で留学体験発表を行うことができる者。

2. 申請手続き

奨学生への申請者は、申請の条件を満たしていることを確認の上、「医学会海外留学奨学金制度内規」第 4 条に基づき、次の書類を 11 月末までに医学会会長宛に提出するものとする。

申請書類

- ① 「海外留学奨学生申請書（願書）」（様式 1）
- ② 「海外留学奨学生推薦書」（様式 2）
- ③ その他、選考委員会が必要と認めたもの

申請時期

原則として、留学する年度の前年度の 11 月 1 日～11 月末までとする。

3. 選考基準

基本的に、本学留学教員選定委員会の承認を得た者を対象とする。

4. 選考結果の通知

選考委員会における選考結果を、推薦者及び申請者に書面等にて通知する。

5. 奨学金給付

奨学金は、原則、年度末までに対象奨学生に会長より現金にて給付する。
奨学金は総額 120 万円を上限とし、個人への給付額上限を 30 万円とする。
ただし、当該年度に留学できなくなった場合は、給付金を全額返金することとする。

6. 留学報告

帰国後、聖マリアンナ医科大学雑誌または **Journal of St. Marianna University** に
留学体験記事を投稿あるいは学術集会で留学体験発表を行う。

7. 補足事項

この取扱要領に変更等の必要がある場合は、選考委員会、評議員会の議を経て、総
会にて承認を得る。

この取扱要領は、平成27年度から適用する。